

# 中国における「当業者」の概念に関する分析

中原信達知識産権代理有限公司

梁 晓广



中原信達知識産権代理有限公司は1993年に設立された知的財産に特化した事務所である。弁護士9名、弁理士60名を含む約250名が在籍している。パートナー弁理士である梁晓广氏の専門技術分野は機械および電気分野である。

「当業者」の概念は、特許出願審査のさまざまな場面において使用されるものであり、この概念を正確に理解することは、代理人、出願人にとって重要である。以下、中国における特許出願に際して適用される「当業者」の概念について分析する。

## ■ 「当業者」の概念の定義

専利審査指南（日本における審査基準に相当。）第二部分・第四章・2.4における定義によると、「当業者」とは、当該発明が属する技術分野において、出願日または優先権主張日以前に存在するすべての通常の技術知識に精通しているとされる仮想上の人物を意味する。「当業者」は、当該技術分野のすべての先行技術にアクセスすることができ、出願日または優先権主張日以前に利用可能な従来の実験方法を適用することはできるが、創造する能力は有しない。また解決されるべき技術的課題により、別の技術分野における技術的解決手段を求めるとなった場合、「当業者」はその別の技術分野においても、出願日または優先権主張日以前に存在する関連先行技術、通常の技術知識および従来の実験方法にアクセスする能力を有する。

「当業者」を、出願日または優先権主張日以前に存在するすべての先行技術を知る者と解釈する人もいるが、これは誤った理解である。上記の定義に従い解釈すれば、「当業者」が精通している事項は、当該技術分野における通常の技術知識に限定される。特許文献に含まれる情報を含む先行技術に関するその他の知識については、「当業者」はその全ての知識にアクセスする能力しか有さない。

以下「当業者」の概念が適用される主な場面を解説する。

## ■新規性・進歩性の判断

専利法第22条および専利審査指南の関連条項第二部分・第三章・2.1、2.2によると、新規性を有するには以下の2つの条件を満たす必要がある。

- (1) 先行技術において同一の技術的解決手段が存在しない
- (2) 同一の技術的解決手段を有する抵触出願が存在しない

ここで言う「同一」とは、完全に同一の内容のみを指すものではない。二つの技術的解決手段が実質的に同一である限りにおいて、「当業者」が二つの技術的解決手段を同様の技術分野に適用することができ、同様の技術的課題を解決し、同様な効果を有すると判断される場合、両者は同一の技術的解決手段であると見なされる。したがって、「当業者」の能力が、新規性の判断に際しての基準となる。

「進歩性」という用語は、発明に関しては、先行技術と比較した際に、当該発明が突出した実質的な特徴を有し顕著な進歩を示すものであることを意味する。また実用新案に関しては、実質的な特徴を有し、進歩を示すものであることを意味する。このことから、実用新案の進歩性に関する要件は、発明に対する当該要件よりも基準が低いことが分かる。「当業者」は、進歩性の判断に際しても同様に判断基準として機能する。

## ■突出した実質的な特徴

発明に関して、中国専利法の「突出した実質的な特徴を有する」という一文は、「当業者」にとって先行技術と比較した時、当該発明が非自明であることを意味する。先行技術に基づき実施される論理的な分析、推論または限定的な実験のみを通じて、「当業者」が発明を導き出すことが可能な場合、当該発明は自明であり、突

出した実質的特徴を有しないとされる。なお「当業者」が従来の実験方法を使用する能力があるにもかかわらず、創造する能力は有さないことに留意する必要がある。この点を理解することが、進歩性の判断において特に重要である。

### ■ 明細書の完全開示の判断

専利法第26条(第3段落)は、特許出願における完全な開示を規定している。これは、「当業者」が実現できることを基準とし、明確かつ完全な開示を明細書において行うことを要求している。

このことから、特許出願が完全な開示の要件を満たすか否かの判断に際しても、「当業者」が基準となっていることがわかる。したがって出願書類の作成に際して、完全な開示を確保しつつ、当該技術分野における通常知識である情報は簡潔にすることができる。一方、先行技術に対する改善となる発明・創造の部分については、「当業者」が明細書に記載された情報に基づき当該技術的解決手段を実施することができるよう、詳細に記載しなければならない。

### ■ 請求項が明細書によりサポートされているか否かの判断

特許による保護範囲は請求項により定められ、請求項は通常、明細書に記載された実施例を一般化することにより導かれる技術的解決手段である。しかしながらこのような一般化は、明細書によりサポートされなければならない。すなわち、専利法第26条(第4段落)に規定される通り、請求項は明細書に基づかなければならない。

この点について、専利審査指南第二部分・第二章・3.2.1では、(各請求項が保護を求める)技術的解決手段は、十分に明細書に開示されており、なおかつ、その

情報から「当業者」が導くこと、あるいは一般化することができるものでなければならず、明細書に記載された範囲を超えることはできないと規定している。

このことから「当業者」は同様に、請求項が明細書によりサポートされているか否かの判断基準であることが分かる。請求項の一般化が、「当業者」にとって当該発明または実用新案が解決しようとする技術的課題を解決し、期待される技術的効果を達成するものであることに疑念を抱かせる場合、この一般化は明細書によりサポートされていないものと見なされる。

## ■まとめ

「当業者」の概念は同様に他の場面においても使用される。特許出願及び審査の対応に際しては、「当業者」の概念について十分に留意する必要がある。

## ■参考情報

- ・中国専利法 第22条、第26条
- ・中国専利指南 第二部分 第二章・3.2.1、第三章・2.1、2.2

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)